

基 発 1227 第 1 号  
平成 29 年 12 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等  
の一部を改正する件の適用について

労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等  
の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 365 号）が本日公示され、平成  
30 年 1 月 1 日から適用されることとなった。

については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 95 条の 6 の規  
定及び改正後の労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が  
定める物等（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。）に基  
づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）について、関係者への周  
知徹底を図るとともに、下記事項に十分留意し、その運用に遺漏のないように  
されたい。

#### 記

- 1 有害物ばく露作業報告の対象となる物（告示第 1 条関係）  
別紙の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有  
する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であ  
るものを除く。）を有害物ばく露作業報告の対象とすること。
- 2 報告の期間等（告示第 2 条関係）  
事業者は、平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場  
において製造し、又は取り扱った対象物が 500 キログラム以上になったときは、  
平成 31 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に  
有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

(別紙)

コード	物	含有量 (重量%)
240	テトラヒドロフラン	0.1%未満
241	2, 4, 6-トリクロロフェノール	0.1%未満
242	フルフリルアルコール	1%未満